

在宅福祉施設 カーム三珠 利用約款

(認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)

(約款の目的)

第1条 在宅福祉施設 カーム三珠 グループホームみたま（以下「当施設」という。）は、要介護または要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、指定認知症対応型共同生活介護または指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供し、一方、利用者または利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。当施設は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて、安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。また本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力するとともに、利用者に対してその権限を尊重し、礼節と尊厳をもって接するように努めます。また、利用者及び利用者代理人は、当施設や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって、良好な関係を形成するように努めなければなりません。全ての関係者は、利用者が長期にわたり、安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で協力することを誓います。

(契約期間と更新)

第2条 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護または要支援状態区分の変更の設定を受け、要介護または要支援認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護または要支援認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2. 契約期間満了日の30日前までに、利用者及び利用者代理人から書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。

3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護または要支援認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護または要支援状態区分の変更の認定を受け、要介護または要支援認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護または要支援認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

(利用者からの契約解除)

第3条 利用者及び利用者代理人は、当施設に対し、いつでも30日の予告期間において、この契約を解除・終了することができます。

(当施設からの契約解除)

第4条 当施設は、利用者及び利用者代理人に対し、次に掲げる場合には、適切な予告期間において、この契約を解除・終了することができます。ただし、当施設は解除通告をするに当たっては、次の第6号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 利用者が要介護の認定更新において、自立と認定された場合。
- ② 利用者が死亡した場合。
- ③ 利用者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となった場合。(原則として入院期間が28日以上となった場合)ただし、利用者が長期にグループホームを離れる場合でも、利用者及び利用者代理人と当施設の協議の上、居室確保等に合意した場合は、本契約を継続することができます。
- ④ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となった場合。
- ⑤ 利用者及び利用者代理人が、正当な理由なく利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、7日間以内に支払われない場合。
- ⑥ 伝染性疾患により、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退居の必要がある場合。
- ⑦ 利用者の行動が、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと当施設が判断した場合。
- ⑧ 利用者及び利用者代理人が、故意に法令その他の本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがない場合。

その他、例外の事情があった場合は、当施設と利用者及び利用者代理人、身元引受人と協議の上、決定する。

(身元引受人)

第5条 当施設は、利用者に対して、身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合は、その限りではありません。なお、利用者代理人は、身元引受人を兼ねることができません。

2. 身元引受人は、本契約に基づく利用者及び利用者代理人の当施設に対する債務について連帯債務者となるとともに、当施設が必要ありと認め要請したときは、これに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者に身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

(利用基準)

第6条 利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること。
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害の恐れがないこと。
- ④ 常時、医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤ 本契約に定めることを承諾し、重要事項説明書に記載する当施設の運営方針に賛同できること。

(介護計画の作成)

第7条 当施設は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定認知症対応型共同生活介護計画または指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を、速やかに作成します。

2. 当施設は、介護計画作成後においても、その実地状況の把握を行い、必要に応じて介護計画を変更します。

3. 利用者及び利用者代理人は、当施設に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。当施設は、明らかに変更の必要がない場合及び利用者及び利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。

4. 当施設は、前2項及び3項により介護計画を新たに作成した場合には、その介護計画を利用者及び利用者代理人に対し、内容を説明するとともに同意を得ます。

(介護サービスの内容及びその提供)

第8条 当施設は、利用者に対し、前条により作成される介護計画に基づき、次の各号の各種サービスを提供します。

- ① 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは内容ごとに区分することなく、全体を包括して提供します。

ア. 入浴、排泄、食事、着替え等の介護

イ. 日常生活上の世話

ウ. 日常生活の中での機能訓練

エ. 相談、援助

- ② 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、重要事項説明書のとおり提供します。

2. 当施設は、利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、適切な各種サービスを提供します。

3. 当施設は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、経過を利用者代理人に報告します。

(利用料金)

第9条 利用者及び利用者代理人は、連帯して当施設に対し、介護計画に基づき当施設が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスの対価として、「利用者負担のご案内」の利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2. 当施設は、利用者及び利用者代理人が当施設に支払うべき指定認知症対応型共同生活介護または指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます。(以下「法定代理受領サービス」という。)

3. 当施設は、利用者及び利用者代理人が指定する送付先に対し、前月の利用料金等(居室の提供料(家賃)は含まない。)及び翌月の居室の提供料(家賃)の合計額の請求書を毎月上旬に送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を記載します。

4. 利用者及び利用者代理人は、連帯して当施設に対し、前項の利用料金等をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は基本的に銀行振込、または口座振替(山梨中央銀行に限ります。)となります。

5. 当施設は、利用者または利用者代理人から、利用料金等の支払いを受けたときは、利用者及び利用者代理人が指定する送付先に対し、領収書を送付します。

6. 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護または指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者または利用者代理人から利用料金の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、利用者または利用者代理人に対し、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

(記録)

第10条 当施設は、利用者に提供するグループホームの介護サービスに関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。ただし、その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 11 条 当施設は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する個人情報の利用目的を（別紙 1）のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

2. あらかじめ文章により、利用者または利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で病院や行政等に情報を提供することができます。

(医療上の必要への対応)

第 12 条 当施設は、利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要と認めた場合は、利用者の主治医または当施設の協力医療機関において、必要な治療等が受けられるよう支援します。

2. 利用者の通院時は、利用者代理人等に付添いの依頼をすることがあります。

3. 当施設は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救命治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。

4. 当施設は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとっています。

(感染症・災害対策及び業務継続計画)

第 13 条 当施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービス提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための計画を策定します。

2. 前項の計画に伴い、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。

(利用者及び利用者代理人の権利)

第 14 条 利用者及び利用者代理人は、グループホームの介護サービスに関して、以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。

② 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み及び主体的な決定が尊重されること。

③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。

④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること。

⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて、援助を受けられること。

⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られること。

- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他の一般市民としての行為を行えること。
- ⑧ 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと。
- ⑨ 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けないこと。
- ⑩ 生活や介護サービスについて、従業者に苦情を伝え解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること。

(利用者及び利用者代理人の義務)

第 15 条 利用者及び利用者代理人は、グループホームの介護サービスに関して、以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく、当施設に提供すること。
- ② 他の利用者やその訪問者及び当施設の従業者の権利を不当に侵害しないこと。
- ③ 特段の事業がない限り、当施設の取り決めやルール及び当施設またはその協力医師の指示に従うこと。ただし、利用者または利用者代理人が、介護や医療に関する当施設またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を当施設に提示し、それによって起こる全てについて、利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合は、その限りではありません。
- ④ 当施設が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに当施設に知らせること。
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく当施設への立ち入り調査について、利用者及び利用者代理人は協力すること。

(造作・模様替え等の制限)

第 16 条 利用者及び利用者代理人は、居室に造作・模様替えをするときは、当施設に対し、あらかじめ書面によりその内容を届け出て、当施設の承諾を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は、利用者及び利用者代理人の負担とします。

2. 利用者及び利用者代理人は、当施設の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。

3. 利用者及び利用者代理人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

(退居時の援助及び費用負担)

第 17 条 契約の解除・終了により、利用者がグループホームを退居する場合は、当施設はあらかじめ退居先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関と連携して、利用者及び利用者代理人に対し、

円滑な退居のために必要な援助を行います。なお、利用者の退居までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び利用者代理人の負担とします。

2. 退居時の居室の壁紙張り替え、床・畳等のリフォーム費用を、利用者及び利用者代理人の負担とします。なお、リフォーム費用は入居時にお預かりした管理費（10万円）をあて、残金は利用者または利用者代理人にお返しします。

（損害賠償）

第18条 当施設は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、法律上賠償責任が発生したもので不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。（ただし、利用者に重過失がある場合は、当施設は損害賠償を免除され、または賠償額を減額されることがあります。）

2. 当施設は、万が一の事故発生に供えて、賠償事故補償制度（賠償資力の確保及び今後の事業遂行において発生する様々なリスクをカバーする保険制度）に加入していますが、事故によっては、お支払いの対象にならない事故もあります。下記の①から⑦の場合に、保険金としてお支払いいたします。

- ① 業務遂行中の事故
- ② 施設の所有・使用・管理に起因する事故
- ③ 業務の結果に起因する事故
- ④ 人格権の侵害
- ⑤ 管理している利用者の財物に対する事故（紛失を除く）
- ⑥ 預かった現金に対する事故（盗難など）
- ⑦ 緊急時にやむなく臨時借用した自動車による対人・対物事故（ただし、当該自動車の自賠責・自動車保険が優先されます。なお、リースカーやレンタカーをさすものではありません。）

3. 利用者の故意または重過失により、居室または備品につき、通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者及び利用者代理人が負担します。

（要望または苦情等の申し出）

第19条 利用者及び利用者代理人は、当施設の提供するグループホームの介護サービスに対して、いつでも要望または苦情等を申し出ることができます。速やかに対応いたします。当施設に備え付けられた《ご意見箱》をご利用いただき、事業者へ直接お申し出いただけることもできます。また、当事業者に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

なお、苦情相談窓口は（別紙2）のとおり定め、適切に取り扱います。

(合意管轄)

第 20 条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合、甲府地方裁判所をもって第一審直轄裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、当施設が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

附則	この規程は、平成 15 年 12 月 1 日	施行
	この規定は、平成 18 年 4 月 1 日	改定
	この規定は、平成 23 年 4 月 1 日	改定
	この規定は、令和 6 年 4 月 1 日	改定

重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

施 設 の 名 称 : 在宅福祉施設 カーム三珠 グループホームみたま
指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護

所 在 地 : 山梨県西八代郡市川三郷町上野 2968番地

電 話 番 号 : 055-272-8110

法 人 の 名 称 : 医療法人 桃潤会

代表者職・氏名 : 理事長 米 波 浩 二

指 定 年 月 日 : 平成12年9月1日

介護保険指定番号 : 1970600167号

交 通 の 便 : JR 身延線芦川駅より徒歩約10分
中央自動車道甲府南ICより車で約20分

居 室 の 概 要 : 2ユニット型 … 全室個室（和室9部屋・洋室8部屋）

2. 施設の職員の概要

共同生活介護（青組）

職 種	員 数	勤務の体制	
管 理 者	1 名	兼任	1 名
介護支援専門員	1 名	兼任	1 名
計画作成担当者	1 名	兼任	1 名
介 護 職 員	6 名	専任 6 名	兼任 0 名

共同生活介護（赤組）

職 種	員 数	勤務の体制	
管 理 者	1 名	兼任	1 名
介護支援専門員	1 名	兼任	1 名
計画作成担当者	1 名	兼任	1 名
介 護 職 員	6 名	専任 5 名	兼任 1 名

3. 施設の設備の概要

定 員	17 名
居 室	個室（和室・洋室） 各1室 12.84 m ²
脱衣室・浴室	計 13.960 m ²
その他の設備	食 堂・台 所 居 間 便所・物入れ スタッフルーム

4. グループホームみたまの運営方針

法的な方針は「共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護・その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。」とあります。

それに加えてグループホームみたまでは、

- (1) 家庭的な雰囲気の中で生活することで、認知症の進行を遅らせる。
- (2) 普通の生活を送ってもらう。
- (3) 自分の家では、どうしているかを考える。
- (4) 一人一人の希望をできる限り尊重する。
- (5) ケースレコード（生活歴）を参考に、その方らしく暮らしてもらえようケアする。

5. ホーム利用にあたっての留意事項

- ・入居にあたり、生活必需品・家具など、ご本人の愛用品をご持参ください。
- ・電化製品の持ち込みは可能ですが、火気類の持ち込みはご遠慮ください。
- ・動物の飼育は、ご遠慮ください。
- ・医療上、共同生活上問題なければ、喫煙・飲酒は自由ですが、所定の場所をお願いいたします。
- ・面会時間は原則として9時から20時までとさせていただきます。
- ・外出泊はいつでも可能ですが、前日までにご連絡ください。
- ・当ホーム指定以外の医療機関に通院の際、ご家族に付き添いをお願いいたします。

6. サービスの内容

- (1) 利用者の認知症の進行を緩和し、それぞれの役割を持って家庭的な環境の下で安心して日常生活を送ることができるよう配慮します。
- (2) 利用者に応じた介護計画を作成します。
- (3) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
- (4) 利用者の食事・その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行います。
- (5) 利用者の趣味または嗜好に応じた活動の支援に努めます。
- (6) サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、利用者及びその家族に分かりやすいように説明します。
- (7) サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払い、特に、利用者の身体に接触する設備、器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。

7. 非常災害対策

消防用設備	・ スプリンクラー設備 ・ 自動火災報知設備 ・ 非常放送設備 ・ 誘導灯及び誘導標識 ・ 消火器 ・ 屋内消火栓設備 ・ 避難器具
消 防 計 画	消防署への届出 ： 平成 1 5 年 1 0 月 2 0 日 防 火 管 理 者 ： 小 池 郊 内 容 ： 避難訓練 年 2 回実施 ： 通報訓練 年 2 回実施 ： 消火訓練 年 2 回実施

8. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供を行っているときに事故が起こった場合は、家族や市町村（保険者）に連絡するとともに、その他必要な場合には、主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供に当たって、施設の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合には、それを賠償します。

9. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、必要な治療等が受けられるよう支援します。

- ・協力病院 峡南医療センター企業団 市川三郷病院
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 428-1
- ・協力歯科医院 内藤歯科医院
山梨県中央市西花輪 92

利用者負担のご案内

(1) 保険給付の自己負担額

【認知症対応型共同生活介護】

① 認知症対応型共同生活介護費

(1日あたり)

	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	753円	1,506円	2,259円
要介護2	788円	1,576円	2,364円
要介護3	812円	1,624円	2,436円
要介護4	828円	1,656円	2,484円
要介護5	845円	1,690円	2,535円

② 各種加算

	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/日	12円/日	18円/日
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1ヶ月分の自己負担額の12.5%		
夜間支援体制加算	25円/日	50円/日	75円/日
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	240円/日	360円/日
入院時費用	246円/日	492円/日	738円/日
初期加算	30円/日	60円/日	90円/日
新興感染症等施設療養費	240円/日	480円/日	720円/日
退居時情報提供加算	250円/回	500円/回	750円/回
退居時相談援助加算	400円/回	800円/回	1,200円/回
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	6円/日	9円/日
〃(Ⅱ)	4円/日	8円/日	12円/日
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100円/月	200円/月	300円/月
〃(Ⅱ)	200円/月	400円/月	600円/月
栄養管理体制加算	30円/月	60円/月	90円/月
口腔衛生管理体制加算	30円/月	60円/月	90円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	20円/回	40円/回	60円/回
科学的介護推進体制加算	40円/月	80円/月	120円/月

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

① 介護予防認知症対応型共同生活介護費

(1日あたり)

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援2	749円	1,498円	2,247円

② 各種加算

	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/日	12円/日	18円/日
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1ヶ月分の自己負担額の12.5%		
夜間支援体制加算	25円/日	50円/日	75円/日
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	240円/日	360円/日
入院時費用	246円/日	492円/日	738円/日
初期加算	30円/日	60円/日	90円/日
新興感染症等施設療養費	240円/日	480円/日	720円/日
退居時情報提供加算	250円/回	500円/回	750円/回
退居時相談援助加算	400円/回	800円/回	1,200円/回
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	6円/日	9円/日
〃(Ⅱ)	4円/日	8円/日	12円/日
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100円/月	200円/月	300円/月
〃(Ⅱ)	200円/月	400円/月	600円/月
栄養管理体制加算	30円/月	60円/月	90円/月
口腔衛生管理体制加算	30円/月	60円/月	90円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	20円/回	40円/回	60円/回
科学的介護推進体制加算	40円/月	80円/月	120円/月

(2) その他の費用

日常生活において、必要とするその費用は次のとおりです。

②家賃	40,000円/月
②食費	41,000円/月
③水道光熱費	18,000円/月
④共通経費	200円/日 ※1
⑤おむつ代(パット型)	80円/枚(処理代含む)
⑥おむつ代(夜パット型)	140円/枚(処理代含む)
⑦おむつ代(パンツ型)	200円/枚(処理代含む)

⑧寝具類レンタル代	99円／日	※2
⑨寝具洗濯代（シーツ）	165円／枚	※2
⑩寝具洗濯代（包布）	275円／枚	※2
⑪寝具洗濯代（枕カバー）	55円／枚	※2
⑫寝具洗濯代（タオルケット）	440円／枚	※2
⑬理美容代	2,000円／回	
⑭管理費	100,000円	※3

※1 シャンプー類・洗剤類・ティッシュペーパー・レクリエーションの材料・外出時のガソリン代などにあてます。

共通経費額は、前年度にかかった共通経費の総額をプール計算した額が一年間の額となり、毎年4月に変更となります。

※2 寝具類については、こちらの貸し出しか、持込みかを選んでいただけます。

貸し出しの方は、レンタル代・洗濯代を含めて上記の金額になります。

持込みの方は、シーツ等の洗濯を外部に依頼するため、寝具洗濯代が別途発生します。

※3 入居時にお預かりいたします。退居時の居室の修繕費にあて、残金はお返しします。

その他 ・買い物に出かける機会もございますので、お小遣いをご用意ください。

・医療費は自己負担となります。（後期高齢者医療の対象）

(別紙1)

個人情報の利用目的

(令和3年4月1日現在)

在宅福祉施設 カーム三珠では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

[利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的]

(在宅福祉施設内部での利用目的)

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 入退所等の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

(他の事業者等への情報提供を伴う利用目的)

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他業務委託
 - 家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届け出等

[上記以外の利用目的]

(当施設の内部での利用に係る利用目的)

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習への協力
 - 当施設において行われる事例研究

(他の事業者等への情報提供に係る利用目的)

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 外部審査機関への情報提供

個人情報保護法施行に伴う同意事項

個人情報保護法の施行に伴って、個人が特定されうる情報（氏名、住所、顔写真など）の取扱いが法制化されました。これに対し、施設の基本方針、ご利用者の生活上の便宜や安全管理の観点から、以下の事項についてご了承いただきたくお願いいたします。なお、この内容に同意できないという方は、個人情報保護相談窓口（個人情報保護委員長）までお申し出くださいようお願いいたします。この内容に同意しないことで施設利用をお断りすることとはございません。

1. 当施設は、ご利用者が共同生活を営みながら介護やリハビリテーションを行い、目標に向かって準備を整えるための施設です。生活環境はできるだけ家庭的な雰囲気を心がけ、ご利用者間のコミュニケーションや意欲を促進しながら、生活援助を行っています。このような方針に基づき、下記のような取り組みを実施しております。
 - ① 新しくご利用された方を他のご利用者に紹介しております。
 - ② 施設での活動を写真に収め、ホームページに掲載し、誰でもご覧いただけるように施設内に掲示しています。また、ご利用者の作品を展示し、作成者のお名前を掲示しています。これによってご利用者間、あるいはご家族とのコミュニケーションを促進しております。
2. 私物の紛失防止や備品の専用利用のために、所持品や使用備品にお名前を表示させていただく場合がございます。
3. ご自分の居室が分からなくなる方に対し、居室にお名前を掲示させていただく場合がございます。この場合には事前に、ご家族に相談させていただきます。
4. 行事等の際には、ボランティアの方や他部署の職員でもお名前が分かるように、ご利用者においても名札をつけさせていただいております。
5. ご利用者宛のお電話は、ご家族であっても原則として取り次いでおりません。折り返し、ご利用者からお電話していただくようお願いしております。
6. 施設のお申込者について、特段の確認なくご本人の意思を委任されている方とみなします。その他のご親族の場合、ご利用者の意思を代行する行為については、委任状が必要となりますので、ご了承ください。

(別紙3)

苦情相談担当窓口

(令和3年4月1日現在)

在宅福祉施設 カーム三珠では、下記担当者により苦情を申し立てることができます。

苦情相談窓口 担 当 : 介護支援専門員

電話番号 : 055-272-8110
(内線 220 ・ 221)

※ また事業者・看護師長に直接お申し出いただけることもできます。

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

市 町 村	担当窓口 : 各市町村の担当福祉課まで、 お問い合わせください。
国民健康保険団体連合会	担当窓口 : 介護保険課
	電話番号 : 055-233-9201

令和 年 月 日

(事業者)

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたり、利用約款、重要事項説明書に基づいて説明をしました。

所在地：山梨県西八代郡市川三郷町上野 2 9 6 8 番地

名 称：在宅福祉施設 カーム三珠 グループホームみたま

説明者： _____ (印) _____

(利用者)

利用約款、重要事項説明書に基づいて、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスに関する説明を受けました。

氏 名： _____ (印) _____

(説明を受けた人)

住 所： _____

氏 名： _____ (印) _____

在宅福祉施設 カーム三珠 グループホームみたま 契約書

在宅福祉施設 カーム三珠 グループホームみたまを利用するにあたり、在宅福祉施設
カーム三珠 グループホームみたま 利用約款及び重要事項説明書を受領し、これらの内容
に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

＜利用者＞

住 所

氏 名

印

在宅福祉施設 カーム三珠 グループホームみたま
代表者 米 波 浩 二

【本約款第7条の請求書及び領収書の送付先】

氏 名	印 (続柄)	生年月日	T・S・H 年 月 日
住 所	〒		
電話番号		携帯番号	
勤務先名	TEL.		

【利用者代理人】

氏 名	印 (続柄)	生年月日	T・S・H 年 月 日
住 所	〒		
電話番号		携帯番号	
勤務先名	TEL.		

【身元引受人】

氏 名	印 (続柄)	生年月日	T・S・H 年 月 日
住 所	〒		
電話番号		携帯番号	
勤務先名	TEL.		

【説明者】

所 属	氏 名
	印

MEMO

[illegible]